

## 免許申請にかかる留意事項について

○有資格者として業務を行うためには、厚生労働省で管理する資格者の名簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、すみやかに免許申請を行って下さい。

### 1 免許申請手続について

(1) 免許申請書は、送付された用紙を使用すること。

(2) 次の欄は、正確に記入すること。

(注) 特に受験地、受験番号が誤って記入されている場合は、免許登録ができないので、合格証書(受験票)を確認の上、正確に記入すること。

受験地コード	0	4	例)
平成 年 月施行 第	回〇〇国家試験合格	受験地 例) 東京都	受験番号 1 2 3 4 例)

(注) 受験番号は右側につめること。

#### 受験地コード

受験地	コード								
北海道	0 1	東京都	0 4	石川県	0 7	香川県	1 0	沖縄県	1 3
青森県	0 2	新潟県	0 5	大阪府	0 8	福岡県	1 1		
宮城县	0 3	愛知県	0 6	広島県	0 9	熊本県	1 2		

本籍欄及び住所欄のコード番号は、申請する保健所等の窓口で聞いて必ず記入すること。

コード番号	都道府県	コード番号	電話	( )
本籍 (国籍)	都道府県	住所	都道府県	

(注) コード番号は右側につめる。

(3) 申請書の記入方法及び手続は、免許申請書裏面に記載されているので、熟読し誤りのないようにすること。

なお、不備事項がある場合は、免許登録が遅れことがあります。

(注) 申請書の罰金以上の刑、不正行為、出願後の氏名変更等の有無の欄は、必ず該当するどちらかを○で囲むこと。有の場合は右下線部分に指定された事項を記入すること。

#### (4) 免許申請書提出先

住所地(住民票による)を管轄する保健所に提出すること。

(注) 保健所ではなく都道府県の主管課が受付窓口となっているところがあるので注意すること。(不明の場合は住所地の都道府県庁又は保健所にお問い合わせ下さい。)

#### (5) 申請方法等

ア 申請書の氏名欄は、記名押印又は署名いずれかにより記入し、戸籍抄(謄)本を参照して記入すること。

イ 原則として、合格証書により合格を確認した後申請すること。(ただし、郵便事情により合格証書が遅れている場合等は、合格者名簿等で合格の確認をすることにより、申請を行うことができる。)

#### ウ 添付書類

① 診断書(配布された用紙を使用すること。)

(注) 発行日から1か月以内のものを添付すること。

訂正箇所がある場合は、当該診断医師の訂正印が押印されているものであること。(修正液による訂正是不可。)

「病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称」欄は、診断した医師の所属する病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称が正確に記入されているものであること。

(注) 「〇〇医科大学」「〇〇大学第一内科」「〇〇外科教室」等は病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称ではないので不可。

## ② 戸籍抄(謄)本

(注) 発行日から 6 か月以内のものを添付すること。ただし、受験願書提出後婚姻等により戸籍に変更があった場合には、新しい戸籍抄(謄)本を添付すること。※コピー不可  
日本の国籍を持たない者は次の書類を添付して下さい。

- ・短期在留者：「旅券その他の身分を証する書類の写し」
- ・中長期在留者、特別永住者：「住民票の写し」

## ③ 登録済証明書用葉書（詳細は下記 2 を参照のこと。）

## ④ 罰金以上の刑に処せられたことの有無の欄が有の場合、次の a～c の書類を添付すること。

- a 罰金以上の刑にかかる判決謄本又は略式命令書
- b 罚金刑については当該罰金にかかる領収証書（紛失した場合は支払った旨の申述書）
- c 反省文

(注) 次の場合は、上記書類の添付及び申請書への記載は要しない。

### 1) 消滅した刑の場合（下記参照）

#### 主な刑の消滅事由

- ・禁固以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで 10 年を経過したとき
- ・罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで 5 年を経過したとき
- ・刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで 2 年を経過したとき
- ・刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき

### 2) 交通反則告知書（いわゆる青切符）による反則金の納付の場合（罰金刑ではない）。

## ⑤ 国家試験合格後 1 年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申立書（任意様式）。

## ⑥ 医師・歯科医師については、成年後見登録制度における登記されていないことの証明書。

## ⑥ 登録免許税として、医師・歯科医師 60,000 円分、その他の職種は 9,000 円分の収入印紙を申請書に貼付すること。

## ⑦ 免許申請後、免許証を受け取るまでの間に連絡先等の変更があった場合は、速やかに申請した保健所等に届け出ること。

## 2 登録済証明書について

免許登録後、免許証の交付まで期間を要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。登録済証明書の発行を希望する者は所定の登録済証明書用郵便はがきを、次により記入の上必ず診断書裏面の所定の位置に「クリップ」で止めて提出すること。

- (1) 表面は、受取先の住所（アパート名、室番号まで詳細に記入すること。）及び受取人氏名を記入し、郵送料相当の切手を貼付すること。（住所を変更した場合や宛名が不完全の場合は、配達されないことがあります。また、郵送料相当の切手が貼付されていない場合は送付できません。）
- (2) 裏面は、氏名欄のみ記入すること。氏名は、戸籍抄(謄)本を参照し、黒のボールペンを使用して記入すること。

## 3 免許申請等に関する照会について

- (1) 免許申請に関して不明な点があれば、都道府県の衛生主管部(局)医務担当課又は保健所に問い合わせること。
- (2) 登録状況に関する照会先

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

TEL 03 (5253) 1111 内線 2577

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(注) 登録内容（受験番号、氏名等）に関する照会についての回答はできません。

- (3) 登録状況に関する照会は、必ず受験地、受験番号、氏名及び生年月日を申し出ること。